

地域協創市民活動事業補助金（ツナたま補助金）

（令和8年度）

I 募集要項

I 募集要項

II 申込み関係書類

III 申込み関係書類の記入例

IV 事業完了後報告関係書類

多摩市 協創推進室

索引

I 募集要項

ツナたま補助金（地域協創市民活動事業補助金）とは……………	P 1
制度概要……………	P 2
(1) 補助対象となる経費……………	P 5
(2) 募集期間……………	P 5
(3) 審査……………	P 5
(4) 公開プレゼンテーション……………	P 5
(5) 応募事業の選考……………	P 6
(6) 結果の公表……………	P 6
(7) 事業成果の公表……………	P 6
ツナたま補助金（地域協創市民活動事業補助金）に関する事務手続き……………	P 7
ツナコース（テーマ設定型）	
「分野横断的な地域共助の可視化につながる事業」について……………	P 1 0
【参考】地域協創市民活動事業補助金交付要綱（様式除く）……………	P 1 1

募集要項

ツナたま補助金（地域協創市民活動事業補助金）とは

この事業は、市民が新たに実施する事業による協創の実現を支援することにより、第六次多摩市総合計画においてまちづくりの基本理念として定める多摩市らしい地域共生社会の実現につなげることを目的として進めるものです。

令和6年3月に改正した「多摩市自治基本条例」に規定する「協創」の実現に向けて、先行するエリアにおいては「エリアミーティング」の取組みを進め、そのエリアミーティングで出されたアイデアから自分たちができることから取り組んでみる「ミニプロジェクト」の取組みが進められてきました。

自分たちの住む地域に愛着を持ち、自分自身も楽しみながら活動することが、結果的に地域のためにもなる、そのような活動が広がっていくことで、多世代・多分野の参画・協働が創出され、様々な地域課題の解決や新たなまちの魅力や地域の価値が創造される「協創」が実現していく、そのような協創の実現に資する事業を本補助制度において支援いたします。

なお、本補助制度は、2つの区分に沿って事業を募集いたします。

区分	対象事業
ツナコース (テーマ設定型)	市長が指定するテーマに沿った内容の事業を募集します。 令和8年度のテーマは、「分野横断的な地域共助の可視化につながる事業」です。
たまごコース (市民発意型)	多世代・多分野の地域コミュニティ形成につながる事業を募集します。

上記の2つの区分からいずれかの区分を選定し、様式に則って記載事項を埋め、提出願います。

補助金の対象となる事業・団体要件や補助率、審査など制度の概要は以下のとおりです。

制度概要

名 称	ツナたま補助金（地域協創市民活動事業補助金）
創 設 目 的	市民が新たに実施する事業による協創の実現を支援することにより、第六次多摩市総合計画においてまちづくりの基本理念として定める多摩市らしい地域共生社会の実現につなげることを目的とする。
制 度 の 趣 旨	市長が指定するテーマに沿った内容（「ツナコース（テーマ設定型）」）、または、多世代・多分野の地域コミュニティ形成につながる内容（「たまごコース（市民発意型）」）の事業に対して、「公益性・実現性・期待度等」の審査基準に基づき審査を行い、ふさわしいと判断された事業についてその事業経費を予算の範囲内で市長が定める額を補助します。
補 助 の 対 象 等	補助対象となる経費は、事業実施に必要な経費です。 団体の組織自体を維持するために必要な、経常的な運営費に対する経費（事務局経費など）は対象となりません。
実 施 す る 事 業 の 要 件	市民の福祉の向上及び市民の利益につながり、公益上の必要性が認められる事業で、以下の要件を満たすもの (1) 市内で実施される事業であること (2) 同じ事業について、多摩市の財源による他の補助金等を受けていないこと (3) 事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確であること (4) 内容や方式等に新規性があり、市内の他の団体の活動等への波及が見込まれるものであること。* ※ 本要件は「たまごコース（市民発意型）」のみ適用
補 助 を 受 け る 団 体 の 要 件	(1) 市内在住・在勤・在学者1人以上を含む3人以上で構成される団体（団体の構成員は法人を含む場合も可）ただし、多摩市長が適当と認めるときはこの限りではない。 (2) 宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。 (3) 暴力団または、暴力団やその構成員の統制下にある団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律） (4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団関係者でないこと（多摩市暴力団排除条例）

<p>補助対象とならない事業・団体</p>	<p>(1) 営利を目的とする事業</p> <p>(2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動（事業）</p> <p>(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれを反対することを目的とする活動（事業）</p> <p>(4) 公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする活動（事業）</p> <p>(5) 無差別大量殺人行為を行った団体または、その団体や構成員の統制の下にある団体 （無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律）</p>
<p>補助額等</p>	<p>補助交付額は、それぞれの区分で下記の(1)から(2)までのうち最も低い額とします。</p> <p>・ツナコース（テーマ設定型）（補助率 10/10）</p> <p>(1) 50万円</p> <p>(2) 補助の対象となる経費から収入（入場料、売上、協賛金等）を差し引いた額</p> <p>・たまごコース（市民発意型）（補助率 10/10）</p> <p>(1) 5万円</p> <p>(2) 補助の対象となる経費から収入（入場料、売上、協賛金等）を差し引いた額</p>
<p>審査・評価機</p>	<p>(1) 1次審査：事務局</p> <p>(2) 2次審査：多摩市自治推進委員会、1次審査通過団体</p>
<p>審査・評価の方法</p>	<p>(1) 1次審査：書類審査 提出された申請書類一式を書類審査により審査を行います。</p> <p>・ツナコース（テーマ設定型）</p> <p>【事業についての基準】</p> <p>① 公益性</p> <p>② 事業の目的と効果</p> <p>③ 先駆性</p> <p>④ 実現性</p> <p>⑤ 期待度</p> <p>・たまごコース（市民発意型）</p> <p>【事業についての基準】</p> <p>① 公益性</p> <p>② 事業の目的と効果</p> <p>③ 多世代・多分野性</p> <p>④ 実現性</p> <p>⑤ 期待度</p>

	<p>(2) 2次審査：プレゼンテーション審査（審査会）</p> <p>以下の基準に基づき審査し、交付の優先順位を決定します。</p> <p>【事業についての基準】</p> <p>ツナコース（テーマ設定型）、たまごコース（市民発意型）ともに1次審査と同様。</p> <p>【プレゼンテーション】</p> <p>公開プレゼンテーションの実施を予定</p> <p>プレゼンテーション時間5分、質疑3分を予定</p>
審査・評価の公開	審査会は、原則公開です。
中間報告等	事業の実施途中に、事業の実施経過や実施したことによる効果等を市民に向けて発表いただくなど、協創の実現に向けた施策へ協力いただく場合がございます。
事後報告	事業完了後、年度末に各団体による実施事業の報告会を予定しています。

(1) 補助対象となる経費

補助対象経費項目	
※補助事業に対する経費のみ対象	
ア	事業実施のために雇った、活動スタッフ等（アルバイト含む。）の人件費（ただし、補助額の20%を限度とする。）
イ	講師・専門家、出演者等への報償・謝礼（団体構成員に対するものは除く。）
ウ	チラシ・ポスター・報告書等の作成費や印刷費、材料・消耗品等の購入費
エ	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託した費用
オ	機器類の賃借（レンタル）料等
カ	イベントなどの会場等の使用料
キ	保険料等（火災・地震等の家屋にかかるものは除く。）
ク	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの （補助対象経費となるかどうかについては、個別に経費の内容を審査します。）

※ 補助対象外経費

ただし、上記(1)に係らず、次のものは補助対象外とします。

①	飲食費（食事、弁当、茶菓など。）
②	商品券等の金券の購入代金
③	記念品の購入等の経費
④	家賃（敷金、礼金等も含め対象外。）
⑤	土地の取得、造成、補償にかかる経費
⑥	団体の経常的な運営に係る経費（事務局経費など。）
⑦	備品（5年間以上、形状を変えることなく使用できる、1品3万円を超えるもの）
⑧	領収書等により、事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
⑨	その他、事業実施に直接かかわらない経費や市長が社会通念上、適切でないとして認めた経費

(2) 募集期間

令和8年5月1日（金）から6月30日（火）まで

（下記ホームページアドレス内応募フォームより応募いただくか、事前に下記電話番号に連絡し、来庁日を調整の上、多摩市役所協創推進室（第二庁舎2階）へご持参下さい。）

TEL：042-338-6803

URL：<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/koe/chiiki/1019811.html>



(3) 審査

1次審査（書類審査）を実施し、通過団体のみ自治推進委員会、1次審査通過団体を審査員とした2次審査（公開プレゼンテーション）を実施します。

(4) 公開プレゼンテーション

応募された事業については、2次審査において公開プレゼンテーションを実施する予定です。

開催予定日：令和8年8月2日（日）

会場：関戸公民館 ギャラリー

(5) 応募事業の選考

審査結果（補助対象事業及び交付額の評価結果）は市長に報告され、決定は市長が予算の範囲内で行います。

(6) 結果の公表

審査の結果は、各団体に文書にて通知します。また、後日多摩市公式ホームページで公表します。

(7) 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、補助事業終了後、事業報告書類を提出していただきます。

事業報告書では、事業への参加者実績や実施の効果、今後の展望や事業実施にあたって見えてきた課題など、他団体の活動への波及や事業の広がりを想定して報告していただくようお願いします。

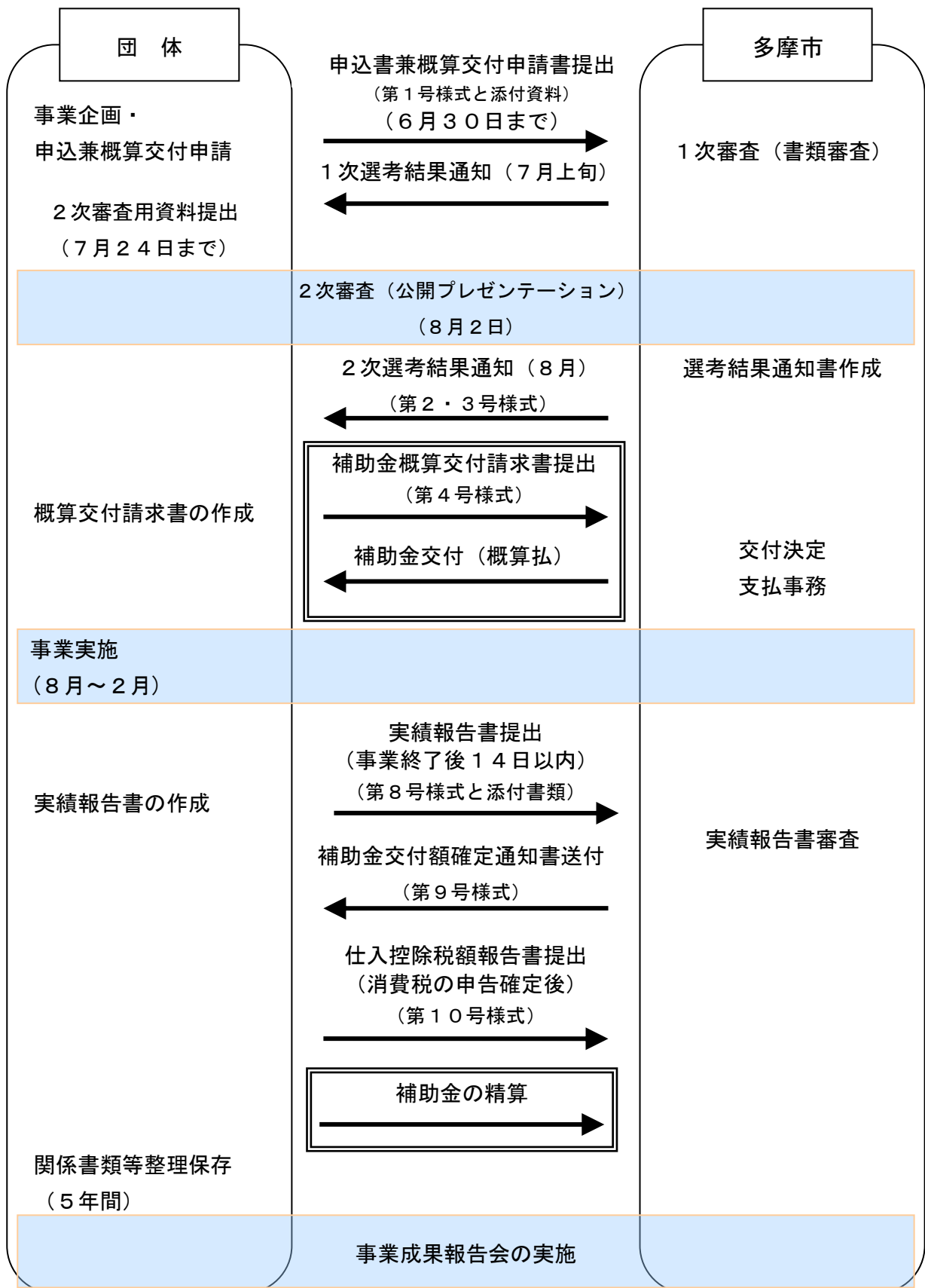
このほか、事業成果報告会を市が開催する場合には、参加をお願いし、事業成果の報告発表をしていただきます。また、市が事業成果報告書を作成する際には、原稿寄稿などの協力をお願いします。

加えて、事業の実施途中においても、事業の実施経過や実施したことによる効果等を市民に向けて発表いただくなど、協創の実現に向けた施策へ協力いただく場合がございます。

なお、この補助事業における応募書類、事業成果や原稿寄稿などの協力により市が知り得た事柄は、この補助事業に必要な範囲において、市が公表し、または印刷製本し頒布することができるものとなります。

ツナたま補助金（地域協創市民活動事業補助金）に関する事務手続き

補助金事務の流れ



各種書類と事務手続きについて

1. 申込兼概算交付申請

下記ホームページアドレス内応募フォームより応募いただくか、多摩市役所協創推進室（第二庁舎2階）へご持参下さい。

応募フォームの場合：書類確認のため、連絡する場合があります。日中連絡がつく電話番号をフォームに記載ください。

直接ご持参の場合：書類確認をしますので、事前に下記電話番号に連絡し、来庁日を調整してください。

- 提出書類 (1) 地域協創市民活動事業補助金交付申込書兼概算交付申請書（第1号様式）
- (2) 第1号様式の各添付書類

■受付窓口 多摩市役所 協創推進室（第二庁舎2階）

TEL：042-338-6803

URL：<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/koe/chiiki/1019811.html>



2. 選考結果

1次審査：書類審査の結果を各団体にお知らせします。

2次審査：公開プレゼンテーションの審査結果を基に、市長が補助対象事業を選考し、2次審査を受けた団体（申請者）にその結果をお知らせします。

なお、交付にあたって、条件を付す場合があります。なお、不交付の場合は、理由を付けて申請者に通知します。

- ▷ 地域協創市民活動事業補助金概算交付決定通知書（第2号様式）
- ▷ 地域協創市民活動事業補助金概算不交付決定通知書（第3号様式）

3. 申請の撤回

補助金の概算交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金概算交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができます。

4. 概算交付請求

指定する日までに、所定の書類により請求してください。

市が交付する補助金は事業完了後に補助額を決定し交付する確定払いを原則していますが、本補助制度では、事業の完了前に補助金を交付し、事業終了後に精算する概算払いを可能とする運用としています。

■提出書類 (1) 地域協創市民活動事業補助金概算交付請求書（第4号様式）

5. 概算交付

概算交付請求の内容を審査し、概算交付することが適当であると認められると、指定の口座へ補助金が振り込まれ（交付され）ます。交付請求を受け付けてから交付まで約30日程度かかります。

6. 事業計画（変更・中止・廃止）

事業計画を途中で変更・中止・廃止する場合は、所定の承認申請を提出し、市の承認を受け

ることが必要です。

- 提出書類 (1) 地域協創市民活動事業補助金に係る事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書
(第5号様式)

7. 状況報告

補助金の概算交付後には、補助事業の遂行の状況について報告をしてもらう場合があります。その時点で補助事業を完了している場合は、事業完了に伴う実績報告をしていただきます。

- 提出書類 (1) 地域協創市民活動事業補助金状況報告書(様式㉗)

8. 実績報告

補助事業が完了した日から、14日以内に関係書類を添えて、実績報告をしてください。事業の廃止承認を受けた場合も同様です。

- 提出書類 (1) 地域協創市民活動事業補助金に係る事業実績報告書(第8号様式)
(2) 第8号様式の各添付書類

9. 額の確定等

実績報告の内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の概算交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していることや、その内容が適正かなどを確認し、補助金の額を確定します。結果として、不足額が生じても、補助金額は、当初の補助金決定の額が上限となります。また、精算残金があるときは、速やかにこれを返還しなければなりません。

- ▷ 地域協創市民活動事業補助金交付額確定通知書(第9号様式)

10. 消費税仕入控除税額の取扱い

補助事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに、市長に報告しなければなりません。

- 提出書類 (1) 地域協創市民活動事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
(第10号様式)

11. 関係書類の整理等

補助事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類は整理し、いつでも見られるようにしておいてください。また、その帳簿・証拠書類は、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しておいてください。

12. 補助金に関わる会計等

地域協創市民活動事業補助金に応募し、承認された事業の補助対象経費以外には、補助金を充てることができません。

承認された事業だけの会計帳簿(予算・決算書)を整備してください。

13. 代表者等の変更について

申込み後、代表者に変更があった場合には、変更届け出をしてください。

- 提出書類 (1) 地域協創市民活動事業補助金に係る事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書
(第5号様式)

ツナコース（テーマ設定型）「分野横断的な地域共助の可視化につながる事業」について

1 本事業にかかる問題意識、現状

多摩市では、平成16年に施行した「多摩市自治基本条例」をはじめ、それ以前から市民との協働によるまちづくりを推進してきました。昨今の共働き世帯の増加や定年延長などにより地域活動の人材不足が顕在化してきたことに対応するため、令和5年11月に策定した第六次多摩市総合計画では、「多摩市らしい地域共生社会の実現」をまちづくりの基本理念の1つに掲げ、それぞれの地域で、世代や関心領域を越えて、ともに生活する人同士が、将来の自分たちのまちのイメージや課題を共有し、その実現に向けて互いに持てる力を発揮する環境をつくり、その活動を支えていくことができるような新たなしくみやしかけを構築することで、多世代にわたる参画及び多分野における協働が創出されることで、誰もがつながり合えるコミュニティが形成され、これが広がりをもつことによって、様々な地域課題の解決が図られるとともに、新たなまちの魅力及び地域の価値が創造されることを目指しています。

そのような環境整備の一つの取組みとして、「地域共助が可視化できるツール」の導入を模索しています。

現在「多摩市市民活動情報検索サイト」や「地域デビュー手引書（市民活動団体紹介編）」により、市民や市民団体の活動情報が検索できるようになっており、特にサイトにおけるアクセス数が徐々に上昇しているなど地域における活動情報を知りたいというニーズがあることを確認できるものの、平成18年のサイト開設から時間が経過していることなどによる市民団体のサイト利用頻度の低下が見られ、より効果的に地域共助の可視化につながるためのツール、しくみが必要であると考えています。

2 事業への期待

地域で行われる様々な活動予定情報が見えるとともに、その活動実績が情報発信され、それにより次の新たな活動が生まれるきっかけとなったり、他の活動情報を知ることによって市民同士の新たなつながりが創出されるきっかけとなったりするためのしくみとして、どのような機能が必要であるか、どのようなツールを活用すると良いか、本事業における取組みを通して、地域共助の可視化につながるような事業を期待します。

また、他市の事例などでは地域共助の取組みを地域ポイント、地域通貨の活用を通して地域の活動を活性化する取組みが行われている事例もあり、ツールの一つとして検討を進めていきたいと考えています。

3 参考情報

多摩市市民活動情報検索サイト

<https://www.tama-shimin-katsudo.com/>

地域デビュー手引書（市民活動団体紹介編）

<https://www.city.tama.lg.jp/kenkofukushi/katsudo/npo/1003162.html>

【参考】地域協創市民活動事業補助金交付要綱（様式除く）

（目的）

第1条 この要綱は、市民が新たに実施する事業による協創の実現を支援することにより、第六次多摩市総合計画においてまちづくりの基本理念として定める多摩市らしい地域共生社会の実現につなげることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、多摩市自治基本条例（平成16年多摩市条例第1号）の例による。

（補助対象団体）

第3条 この補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、在勤し、又は在学する者を1人以上含む3人以上で構成する団体であること。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。
- (2) 宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同号に規定する暴力団と関係する団体でないこと。
- (4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が多摩市暴力団排除条例（平成25年多摩市条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助事業）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、人件費、謝礼、消耗品費、委託料、使用料及び賃借料その他の補助事業に必要な経費のうち市長が認めるものとする。

（補助事業の公募）

第6条 市長は、補助事業を公募するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助事業を公募するときは、当該補助事業の審査方法、審査基準その他の公募に関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は、別表に定めるところにより、予算の範囲内で市長が定める額とする。

（概算交付）

第8条 市長は、この補助金を概算払により交付すること（以下「概算交付」という。）ができる。

（補助金の概算交付申請）

第9条 補助金の概算交付を受けようとする補助対象団体は、地域協創市民活動事業補助金申込書兼概算交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、当該概算交付を必要とする理由を付して、市長が指定する日までに申請しなければならない。

- (1) 実施団体概要
- (2) 事業計画書

(3) 事業収支計画書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の概算交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の概算交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の概算交付をすることが適当であると認めるときは補助金の概算交付を決定し、地域協創市民活動事業補助金概算交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の概算交付をすることが適当でないと認めるときは補助金の概算交付をしないことを決定し、その理由を付して、地域協創市民活動事業補助金概算不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による概算交付の決定又は概算交付をしない決定を、前条の規定により市長が指定する日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助金の概算交付の決定に当たって、必要と認める条件を付すことができる。

(申請の撤回)

第11条 前条第1項の規定による補助金の概算交付の決定の通知を受けたもの（以下「被概算交付決定団体」という。）は、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服のあるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

(補助金の概算交付請求)

第12条 補助金の概算交付を受けようとする被概算交付決定団体は、市長が定める期日までに地域協創市民活動事業補助金概算交付請求書（第4号様式）により市長に請求しなければならない。

(補助金の概算交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金の概算交付をするものとする。

(補助事業に対する市の支援等)

第14条 市長は、被概算交付決定団体が補助事業を実施するに当たり、より事業の効果が発揮され、協創の実現に資する事業となるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、被概算交付決定団体に対し、補助事業の遂行の状況に関し、報告させることができる。

(補助事業実施にかかる団体の責務)

第15条 被概算交付決定団体は、補助事業を実施することで協創の実現に資するよう、事業の実施に努めるものとする。

2 被概算交付決定団体は、補助事業を実施するに当たり、市長から必要な支援を受けるために事業の進捗状況を市長の求めに応じて市に報告するものとする。

3 被概算交付決定団体は、市長の求めに応じて補助事業の実施内容及び実施結果を広く市民に周知し、協創の実現に向けた施策等に協力するものとする。

(承認事項)

第16条 被概算交付決定団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域協創市民活動事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（第5号様式）により申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、地域協創市民活動事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認通知書（第6号様式）又は地域協創市民活動事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）不承認通知書（第7号様式）により、被概算交付決定団体に通知するものとする。

（補助事業の遂行命令）

第17条 市長は、第14条第2項又は第15条第2項の規定により被概算交付決定団体が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の概算交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、被概算交付決定団体に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

（実績報告等）

第18条 被概算交付決定団体は、補助事業が完了したとき又は補助金の概算交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに、地域協創市民活動事業補助金に係る事業実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。第16条第1項の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収入支出決算書
- (3) 精算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の概算交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、その内容が適正と認めるときは、補助金の額を確定し、地域協創市民活動事業補助金交付額確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により確定した補助金の額に既に概算交付をした額が満たないときは、予算の定める範囲内において、その不足額を追加して支給するものとする。

4 被概算交付決定団体は、精算残金があるときは、速やかにこれを返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、被概算交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の概算交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条の規定により補助金の概算交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の概算交付がされているときは、別に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第21条 市長は、第19条の規定により補助金の概算交付の決定の全部又は一部を取り消した場合

において、前条の規定による補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を、被概算交付決定団体に納付させることができる。

2 市長は、被概算交付決定団体に補助金の返還を命じた場合において、被概算交付決定団体がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

（違約加算金の計算）

第22条 補助金が2回以上に分けて概算交付をされている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、被概算交付決定団体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第23条 第21条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（消費税仕入控除税額の取扱い）

第24条 被概算交付決定団体は、補助事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに、地域協創市民活動事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第10号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、被概算交付決定団体に対し、当該報告に係る仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を納付させることができる。

（関係書類の整理等）

第25条 被概算交付決定団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならない。

（補則）

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第18条第3項及び第4項の規定は、同年5月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条、第7条関係）

1 テーマ設定型

事業の要件	市長が別に定める募集要項に記載するテーマに沿った内容の事業で、次の要件
-------	-------------------------------------

	<p>を満たす事業であること。</p> <p>(1) 市内で実施される事業であること。</p> <p>(2) 同一事業について、市の財源による他の補助金等を受けていないこと。</p> <p>(3) 事業の実施計画（事業効果を含む。）及び収支計画が明確であること。</p>
補助金の交付額	50万円を上限として、補助対象経費の総額から入場料、売上金、協賛金等の事業収入を差し引いた額とする。

2 市民発意型

事業の要件	<p>協創の実現に資する事業で、次の要件を満たす事業であること。</p> <p>(1) 市内で実施される事業であること。</p> <p>(2) 同一事業について、市の財源による他の補助金等を受けていないこと。</p> <p>(3) 事業の実施計画（事業効果を含む。）及び収支計画が明確であること。</p> <p>(4) 内容や方式等に新規性があり、市内の他の団体の活動等への波及が見込まれるものであること。</p>
補助金の交付額	5万円を上限として、補助対象経費の総額から入場料、売上金、協賛金等の事業収入を差し引いた額とする。